

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき飯山町島田北地区土地区画整理組合から飯山町島田北地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成23年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造